

青森県報

第四千二百四十三号

平成二十八年
十二月二十八日
(水曜日)

目次

告示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境保全課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 公 告……………
- 税務オンライン端末等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(情システム課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四
- 右 同……………(上北地域) ……四
- 同……………(県民局) ……四

告 示

青森県告示第八百二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
八戸市櫛引地区産業廃棄物不適正処理地指定区域	八戸市の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第三号ロ(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三第二号に該当する支障の除去等の措置が講じられた埋立地)	八戸市大字櫛引字永森一の一、一、二の一及び二六の三から五まで

青森県告示第八百二十三号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号 登 録 号	年 登 録 日 月 日 録	氏 名 又 は 称 呼	住 所	名 称	所 在 地	業 務 開 始 日 月 年 予 定	備 考
〇〇〇〇一 一六二	平成 二六・二・一六	社会福祉 法人同伸 会	八戸市大 久保大 字久保 二の三	瑞光園 ホーム サービス センター	八戸市大 久保大 字久保 二の三	平成 二六・二・一	定期巡回 随時対 応型訪問 介護

青森県告示第八百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	東北横浜線	上北郡六ヶ所村大字尾駮字前田五一の二から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ後五の二二六まで	前 後	一・八〇メートルから 三九・五〇メートルまで 一・八〇メートルから 三九・五〇メートルまで	六一八・〇〇メートル 六一八・〇〇メートル	
2	県道	中野北高岩 停車場線	八戸市大字上野字上明戸二四の三から 八戸市大字上野字堀端二九の五まで 八戸市大字上野字堀端二八の六まで	前 後	二・五〇メートルから 四・〇〇メートルまで 一・五・三〇メートルから 三三・〇〇メートルまで	七二三・七〇メートル 八二〇・五〇メートル	

青森県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道東北横浜線	上北郡六ヶ所村大字尾駮字前田三五の一から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二二の三三三まで	平成六・三・二六

公 告

税務オンライン端末等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

税務オンライン端末等 一式

二 賃貸借期間

平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争

入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限
平成二十九年一月二十五日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七 七三四 九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十九年二月六日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟地下一階会計管理課入札室

平成二十九年二月七日 午後四時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。ただし、平成二十九年年度から平成三十二年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額とし、平成三十三年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set
(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. February 6, 2017

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division
Department of Planning and Policies
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9160

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大成エンジニア
- 二 代表者の氏名 谷井 誠
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市多賀台三丁目一の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四三八八号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社升澤組
- 二 代表者の氏名 千葉 いづみ
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字鳥井平三〇六一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第三七八七号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る一般建設業の許可

平成二十八年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------